第３章　計画の内容

計画の柱Ⅰ　性別等にかかわらず、人権や個人の生き方が尊重される社会

基本目標１　男女共同参画についての理解と行動の促進

現状と課題

○市民意識・実態調査における、市民の言葉の認知度（「内容を知っている」「言葉ぐらいは知っている」を合わせた割合）は、「男女共同参画社会」は75.3%と前回調査とほぼ同様でしたが、「ジェンダー」は前回調査の68.4%から85.9%と大幅に上昇しました。

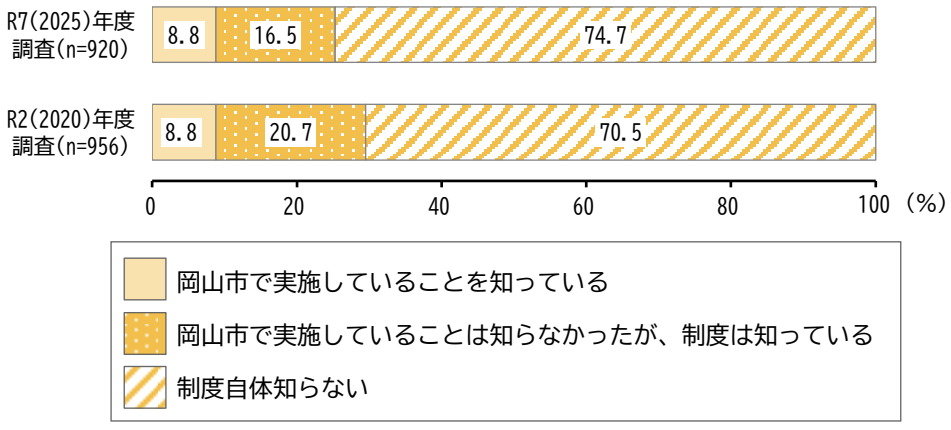
○一方で岡山市の男女共同参画推進の拠点施設である「さんかく岡山」を「知らない」市民が58.1%と周知や利用が伸びていない状況です。

○男女共同参画週間「さんかくウイーク」に行う各種行事への参加率は低い状況です。

○男女共同参画に関する言葉の認知が進む半面、「さんかく岡山」の活用や啓発事業への参加といった具体的な行動に繋がっていないことが問題です。

○「パートナーシップ宣誓制度」を岡山市で実施していることを知っている割合は 8.8%と前回調査から変化がなく、制度自体知らない割合が約 75%となっていますが、制度導入以来宣誓されたパートナーは 50 組を超えました。

岡山市パートナーシップ宣誓制度の認知度



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

施策の方向性

（１）男女共同参画を推進する教育・学習の充実

〇市民一人ひとりが互いを認め合い、尊重しあう意識をもち、人権尊重を基盤にした男女共同参画についての理解を深めるために、幼児期から発達段階に応じた男女共同参画教育を行います。また、保育所、学校園（幼稚園、認定こども園、小中義務教育学校、高等学校）のこどもに関わるすべての職員において、男女共同参画に関する知識を常にアップデートしていくための研修を実施します。

〇市職員にあっては、様々な背景を持った市民と接することから、男女共同参画をはじめとした人権意識を高めることに努めます。

〇市の各種施策・事業を進めるにあたり、性別等で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していく「ジェンダー主流化」の取組を進めていきます。

〇無関心層にも届くよう様々な年齢や性別、ライフステージ等に応じた男女共同参画についての学習機会を充実させ、講座やイベントへの参加といった行動につなげることに努めます。

〇デジタル技術の急激な進展により、様々な情報や技術を簡単に入手・活用できるようになったが、その情報の真偽の判断や技術の活用において、情報リテラシーを高めることができるよう啓発に努めます。

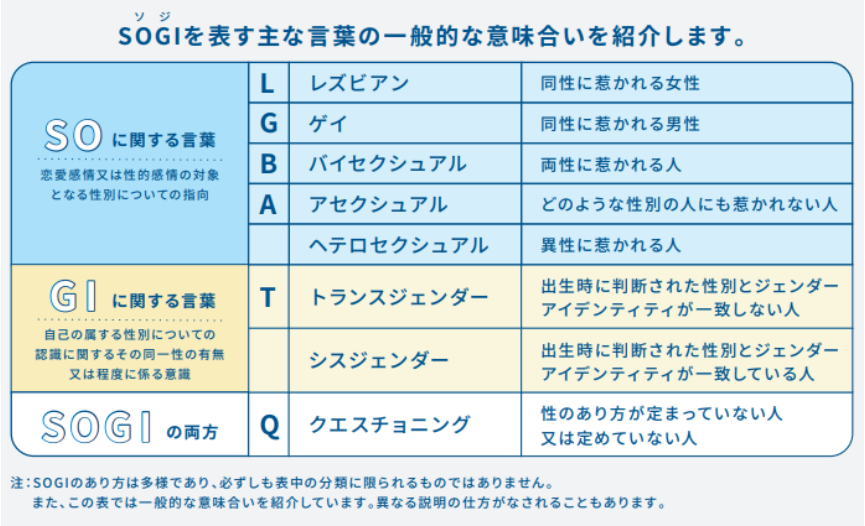
（２）性の多様性についての理解の促進

○令和８（2026）年６月に策定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」に基づき、多様な性のあり方について認め合い、個人の生き方を尊重できるように性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）に関する正しい知識や理解を深めるための啓発の取組を引き続き行います。

○学校、職場等あらゆる場における性的マイノリティの人々に対する差別や不利益な対応を解消するため、市職員や教職員、企業の経営者及び管理職などに対して多様な性のあり方についての理解の促進を図るとともに、あらゆる生活の場所において不利益を被ることのないよう環境の改善に努めます。

○パートナーシップ宣誓がより行いやすくなるよう、岡山市パートナーシップ宣誓制度の周知啓発を進め、他自治体との相互利用拡大や、宣誓することで利用できる行政サービスの拡充を図ります。

ＳＯＧＩとは



資料：内閣府　「ＳＯＧＩの多様性に関する理解と尊重を目指して」

成果指標

指標名	現状値	目標値
小中学校の男女平等感	小：86.4% 中：87.2% （R7）	小：90.0% 中：90.0% （R12）
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	23.1% （R7）	27.0% （R12）
「ジェンダー」という言葉の認知度	36.1% （R7）	47.0% （R12）
「さんかく岡山」の利用経験	5.1% （R7）	7.7% （R12）
「SOGI」という言葉の認知度	2.5% （R5）	10.0% （R10）
「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の認知度	8.5% （R7）	10.0% （R12）

取組指標

指標名	現状値	目標値
小中学校において教職員に対する人権教育研修のうちジェンダーに関する研修を実施した学校の割合	18% （R7）	毎年 20%
市立保育所・幼稚園・認定こども園において男女共同参画リーフレットの内容を保護者へ啓発している園の割合	87% （R7）	毎年 100%
「さんかくカレッジ」の受講者数	200 人 （R8）（予定）	300 人 （R13）
市民への性の多様性についての啓発事業の参加者数（人権フェスティバル除く）	1,205 人 （R7）	3,000 人 （R13）
市職員（新規採用職員含む）への性の多様性の理解のための研修の受講者数	446 人 （R7）	毎年 450 人

具体的施策・主な事業

（１）男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的施策① 幼児期からの発達段階に応じた男女共同参画教育の推進

主な事業	担当課
就学前教育・保育施設における啓発	保育・幼児教育課 幼保運営課
男女平等を推進する教育・学習の実施	学校指導課
男女平等教育に関する調査の実施	学校指導課

具体的施策② 市職員の男女共同参画についての理解と行動の促進

主な事業	担当課
男女共同参画をテーマとした学校教職員研修の実施	教育研究研修センター
男女共同参画をテーマとした校園内人権教育研修の実施	学校指導課 幼保運営課
市職員への男女共同参画をテーマとした研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課 人事課

具体的施策③ 地域や家庭における男女共同参画の行動を促す学習機会の提供

主な事業	担当課
男女共同参画をテーマとしたさんかく岡山主催講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画をテーマとした市民協働による共催講座の開催・パネル展示	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画をテーマとした公民館講座の開催	公民館
男女共同参画をテーマに含む人権講座への講師の派遣	学校指導課
男女共同参画に関する学習会への講師の派遣	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策④ 男女共同参画を推進する人材の育成

主な事業	担当課
男女共同参画大学「さんかくカレッジ」の開講	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画に関する講師についての情報提供	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策⑤ メディアリテラシー等の情報教育の推進

主な事業	担当課
メディアリテラシー講座の開催	公民館 女性が輝くまちづくり推進課
情報活用能力を育成する情報教育研修の実施	教育研究研修センター
人権研修での情報教育の実施	人権推進課 学校指導課

具体的施策⑥ 世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び外国人市民の参加促進

主な事業	担当課
国際社会における男女共同参画の現状・取組についての情報提供や講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課 公民館
男女共同参画社会を推進する事業への外国人市民の参加促進	公民館
「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進	SDGｓ・ESD 推進課
「持続可能な開発のための教育（ESD）」における取組についての情報提供	SDGｓ・ESD 推進課

（２）性の多様性についての理解の促進

具体的施策① 市民や企業への性の多様性（ＳＯＧＩ等）についての啓発と理解促進

主な事業	担当課
年代に応じた性の多様性についての講座や研修の実施	人権推進課 公民館 女性が輝くまちづくり推進課
アライの育成研修の実施	人権推進課
同性パートナーや事実婚の夫婦に対する企業の福利厚生の充実	人権推進課
啓発事業の実施	人権推進課
リーフレットやインターネットを活用した情報発信	人権推進課 女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 市職員・教職員の性の多様性（ＳＯＧＩ等）についての理解と適切な対応の促進

主な事業	担当課
市の一般職員の理解促進に向けた研修の実施及び啓発資料の活用	人権推進課 女性が輝くまちづくり推進課
アライの育成研修の実施（再掲）	人権推進課
学校教職員を対象とした性の多様性についての研修の実施	教育研究研修センター

具体的施策③ 岡山市パートナーシップ宣誓制度の活用促進

主な事業	担当課
パートナーシップ宣誓書受領証の交付	人権推進課
パートナーシップ宣誓制度における行政サービスの充実	人権推進課

基本目標２　アンコンシャス・バイアスへの気づきの促進と固定的な性別役割の解消

現状と課題

○市民意識・実態調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合は約９割に達し過去最高を更新しました。

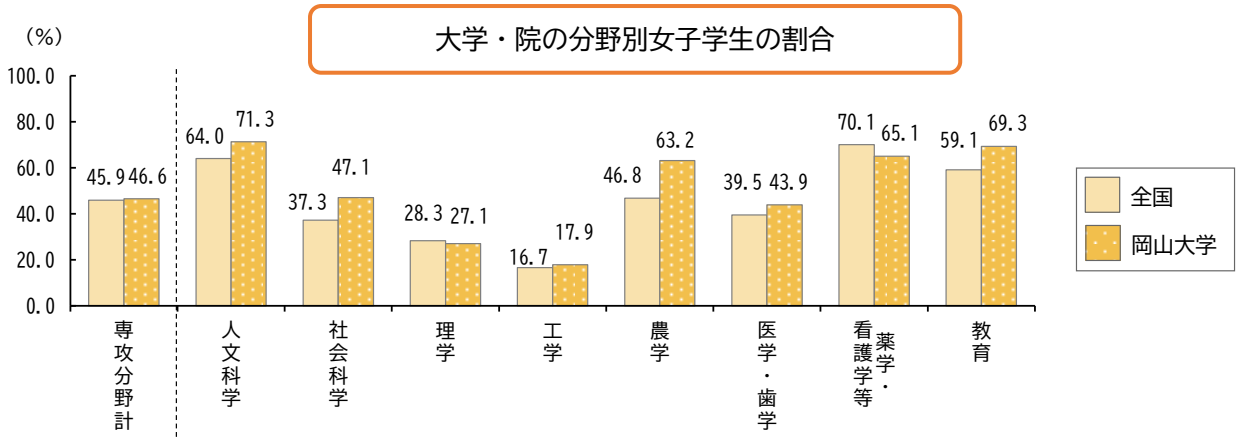
○実際の同調査によると、家事・育児・地域活動の分担の理想として最も多かったのは「妻と夫が同じくらい」でしたが、現実は、依然として「妻が主に」担う割合が高いことから、「意識と行動のねじれ」が生じています。

○大学、大学院における女性学生の割合は、人文科学、薬学・看護学等及び教育の分野では高く、理学、工学分野等では低い傾向となっているのは、幼少期からの先入観や固定観念の影響があるといわれており、現在は女子児童・生徒等に対して理系分野への興味をもってもらう事業が進められています。

○地方の若年女性の都市圏への転出超過の一因として、慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担があるといわれています。

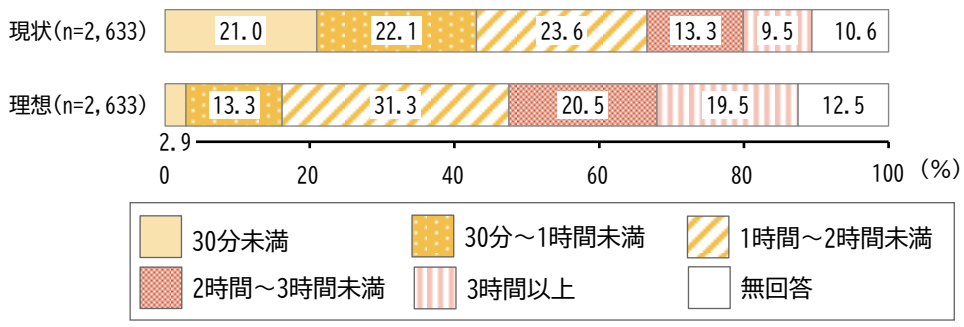
○男性も、「男性が家族を養うべき」「男性は育児よりも仕事を優先するべき」といった固定的な性別役割分担意識からの生きづらさや、「男性は強くあるべき」といった昔ながらのメンツにとらわれて、孤独や孤立しやすいといった課題が生じています。

大学・院の分野別女子学生の割合



資料：内閣府　「男女共同参画白書 令和７（2025）年度版」（文部科学省「学校基本統計」（令和６（2024）年）より作成）
国立大学法人　岡山大学「数字でみる岡山大学」（令和７（2025）年度入学者数）

男性養育者の平日にこどもと関わる時間



資料：岡山市子ども・子育て支援に関するアンケート（令和５（2023）年度）

施策の方向性

（１）男女共同参画の視点からの社会制度・慣行の見直し

〇アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）（以下「アンコンシャス・バイアス」という。）に気づき、固定的な性別役割が解消されるよう、さんかく岡山や公民館などで市民の理解を深める講座、研修会を開催し周知啓発により一層努め、市民の理解や意識の変化を市民一人ひとりの行動変容につなげます。

〇幼少期から固定的な性別役割分担意識を植え付けられることのないよう、保護者や教職員だけでなく、地域住民や企業、行政機関も含めた社会全体で男女共同参画への理解を深め、こどもに対しても性別等にかかわらず個性と本人の意志を尊重し、様々な分野への興味をもつことができる環境を提供することに努めます。

（２）男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の推進

〇男女共同参画をはじめ人権尊重の視点に立った広報や刊行物の作成に努めます。

〇情報誌の発行をはじめ、ホームページやＳＮＳも活用するなど、各年代に応じた広報媒体を活用して男女共同参画に関する情報発信を行います。

〇男女共同参画社会の進捗状況を把握できる統計情報の収集や整備にあたっては、社会における性別による役割や意識、格差、差別の現状を客観的に把握し、不平等の解消や政策評価のためのエビデンス（証拠）として活用される「ジェンダー統計」を意識するとともに、男女という二分法だけでなく、性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）に関する多様な性別のデータ収集についても検討します。

（３）男性にとっての男女共同参画の推進

〇男女共同参画社会の推進にあたっては、男性の理解も重要であることから、男女共同参画が進むことによって、男性自身が捉われているアンコンシャス・バイアスに気づき、男性特有の生きづらさの解消などについて理解を深める講座等を開催します。

〇男性が家庭において家事・育児等へ参画することを促進するため、各種講座の開催や啓発に努めます。

〇企業においては、男性の家事・育児等への参画に対して理解を深め、男性のワーク・ライフ・バランスの充実を図ることにより、福利厚生を重視する若年男性へのアピールポイントとなることや企業に対するエンゲージメント（愛着や貢献意欲）の向上が期待できることを広く周知していきます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
固定的な性別役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合）	75.4% （R7）	80.0% （R13）
岡山市男性職員の育児休暇取得率（2 週間以上）	一般職員：94.9% 教職員　：77.8% （R7）	100.0% （R13）
企業の男性の育児休業取得率（1 か月以上）	28.3% （R7）	42.5% （R12）

取組指標

指標名	現状値	目標値
「さんかくウイーク」の参加者数	1,780 人 （R7）	毎年 2,000 人
さんかく岡山での講座（主催・市民協働）参加者数のうち男性の占める割合	26.0% （R7）	毎年 30.0%

具体的施策・主な事業

（１）男女共同参画の視点からの社会制度・慣行の見直し

具体的施策① 地域・家庭・職場におけるアンコンシャス・バイアスへの気づきと固定的な性別役割の解消のための啓発

主な事業	担当課
固定的な性別役割を見直すための講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課 公民館
「さんかくウイーク」の実施	女性が輝くまちづくり推進課
「さんかくウイーク」での公民館行事の開催	公民館

具体的施策② こどもの頃からの様々な分野への興味の拡大

主な事業	担当課
理工系分野に興味のもてる講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課 公民館
小学校等への男女共同参画の視点を入れた出前講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 市職員における無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に捉われないキャリア形成ができる組織風土づくり

主な事業	担当課
市職員に対する実態調査を元にした周知・啓発及び研修の実施	人事課

（2）男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の推進

具体的施策① 男女共同参画の視点に立った市の広報活動の充実

主な事業	担当課
広報ガイドラインの周知・活用	女性が輝くまちづくり推進課 人権推進課 広報広聴課
男女共同参画情報誌「DUO」の制作・配布	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画に関する情報収集やデータの活用、啓発	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 多様な媒体を通じた広報・啓発の推進

主な事業	担当課
市広報紙での男女共同参画に関する情報提供	女性が輝くまちづくり推進課 広報広聴課
男女共同参画に関する市政テレビ・ラジオ番組の放送	女性が輝くまちづくり推進課 広報広聴課
インターネット等を活用した広報・啓発	女性が輝くまちづくり推進課

（3）男性にとっての男女共同参画の推進

具体的施策① 男性の男女共同参画に対する理解と促進

主な事業	担当課
男女共同参画をテーマとしたさんかく岡山の主催講座の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 男性の家事・育児・介護等への参画に向けた意識啓発

主な事業	担当課
男女が協力して子育て・介護にかかわる学習機会の提供及び啓発	女性が輝くまちづくり推進課 公民館
子育てパパ・プレパパ応援事業（男性の家事・育児に関する知識や技術の習得のための研修）の実施	地域子育て支援課
家族介護教室の開催	高齢者福祉課
男性従業員の育児休業取得の促進	女性が輝くまちづくり推進課

基本目標３　生涯を通じた健康支援

現状と課題

○年代に応じた性や健康についての正しい知識を持つ機会を得なかったことで、不妊・不育症等の治療に直面することや、こどもを持つことが叶わなかったということが生じています。

○月経や更年期障害等の健康課題に対し、約７割の女性が仕事や生活に「支障あり」と回答し、職場における「女性の健康問題への理解」を求める声があるにもかかわらず、企業では女性からの要望がないことを理由に取組が進んでいない等、認識に相違が生じています。

○女性特有の健康課題は男性と比較すると20代から50代の就労かつ子育て期間に発症することが多いことから、本人の望まない離職や、企業においては大きな経済損失が生じています。

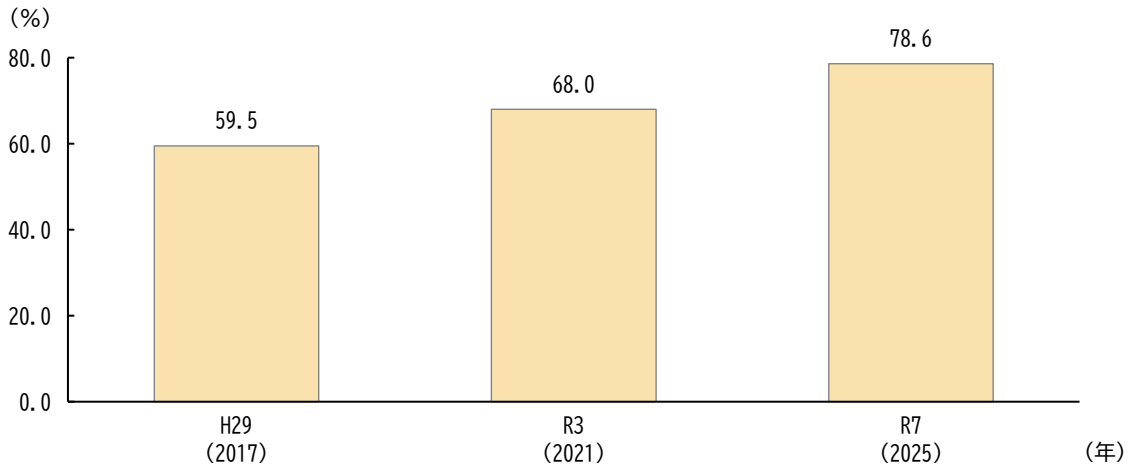
○男性については、生活習慣病のリスクを持つ人の割合が高いことや、男性更年期障害も見られるほか、根強い固定的な性別役割分担意識などから孤立のリスクがあるといわれています。

○男女ともに特有の健康課題を抱えているが、双方の理解が進んでいるとはいいがたい状況があります。

○ＬＧＢＴＱといった性的マイノリティの方は、社会的な偏見やストレスにより、メンタルヘルスのリスクが高い傾向にあるといわれ、会社など周囲へのアウティングへの不安や不理解などから、特有の健康問題が見過ごされる健康格差が生じています。

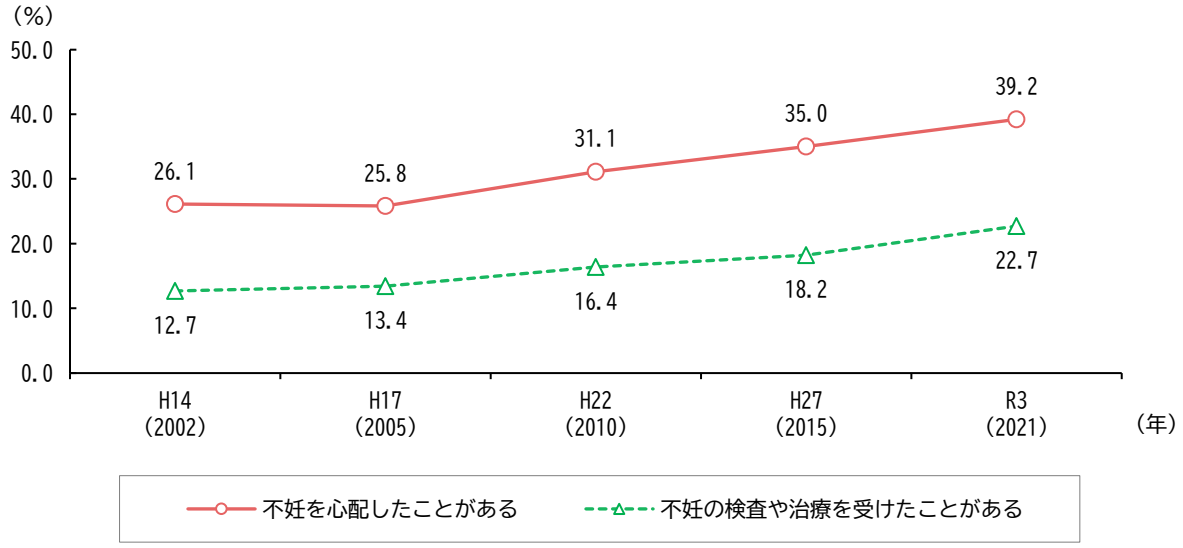
○男女ともに、職業生活における健康の維持・増進は、従業員の多様な幸せ（well-being）を高めるとともに、企業における生産性の向上が期待されるものであり、社会全体で健康課題に取り組む必要があります。

中学生の性に関する相談の充実度（岡山市）



資料：岡山市

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



資料：「国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」（各年版）」

施策の方向性

（１）ライフステージに応じた包括的な健康支援

〇性別を問わず適切な時期に性や健康に関する正しい知識をもち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えた健康管理を行う「プレコンセプションケア」についての理解促進を図ります。

〇女性特有の健康課題は子育てかつ就労中の女性に大きな影響があることや、また男性においても更年期障害があることなど、自分の性とは違う性の健康課題についての相互理解を進めます。

〇性別を問わず自分らしく暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現には、健康であることが大きなウェイトを占めることから、行政だけでなく企業等含め社会全体で理解を進めます。

〇健康診査や各種がん検診が受診しやすくなるよう情報提供や啓発に一層努めます。

〇自分らしく充実した人生を送るうえで、心の健康は大きな影響があることから、気軽に相談できる体制の整備等に努めます。

（２）性と生殖の健康と権利に関する理解の促進

〇性やこどもを産むことに関して、心も体も健康であり、自分自身で選び決定できるという基本的人権の理念である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について、教育機関とも連携して学習機会の充実を図り、啓発に努めます。

〇妊よう性（年齢と妊娠のしやすさ）について、性別にかかわらず理解を深め、自分のライフプランについて考える機会の充実を図ります。

〇自分自身を大切にするとともに、思いやりをもって相手を大切にするよう、発達段階に応じた性に関する指導を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
乳がん・子宮がん検診の受診率 ※69 歳以下受診率 ※国民生活基礎調査	乳がん　：57.7% 子宮がん：53.8% （R7）	乳がん　：60.0% 子宮がん：60.0% （R13）
大腸がん検診の受診率 ※69 歳以下受診率	男性：56.9% 女性：51.5% （R7）	男性：60.0% 女性：60.0% （R13）
女性の健康課題に取り組んでいる企業の割合	33.9% （R7）	50.0% （R12）
中学生の性に関する相談の充実度	78.6% （R7）	80.0% （R12）

取組指標

指標名	現状値	目標値
プレコンセプションケアに関する講座受講者数	46 人 （R7）	毎年 120 人
3 丁目ユース相談室利用者数（出前講座も含む）	64 人 （R7）	100 人 （R13）

具体的施策・主な事業

（1）ライフステージに応じた包括的な健康支援

具体的施策① プレコンセプションケアの理解促進

主な事業	担当課
プレコンセプションケアに関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課 健康づくり課
おかやま妊娠ホットラインにおける予期しない妊娠など妊娠に関する悩みや不安がある場合の相談や支援の実施	健康づくり課
思春期電話相談の実施	健康づくり課
産前産後相談の実施	健康づくり課
いいお産サポート事業	健康づくり課
不妊や不育症に悩む方への治療費等助成事業	健康づくり課
地域の保健活動におけるこどもの発育や発達に関する相談の実施	健康づくり課

具体的施策② 企業等における健康課題への理解と取組の推進

主な事業	担当課
市内企業向け健康出前講座	健康づくり課
桃太郎のまち健康推進応援団事業	保健管理課

具体的施策③ 健康づくりのための知識の普及啓発

主な事業	担当課
健康市民おかやま 21 の推進	健康づくり課
各種健康診査の情報提供	健康づくり課
子宮頸がん（HPV）ワクチン接種の実施	感染症対策課
乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券発行	健康づくり課
介護予防センター事業	地域包括ケア推進課
フレイル対策事業	地域包括ケア推進課

具体的施策④ こころの健康づくりの推進

主な事業	担当課
ストレス・うつ病についての知識の普及啓発	健康づくり課
こころの健康相談電話の実施	こころの健康センター
こころの健康相談の実施	健康づくり課
自殺予防対策事業	健康づくり課 こころの健康センター

（2）性と生殖の健康と権利に関する理解の促進

具体的施策① 性に関する学習機会の充実・啓発

主な事業	担当課
性と生殖の健康と権利に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課 公民館
未来のパパ＆ママを育てる出前講座（県事業）への協力	健康づくり課
若年層対象に性や体の悩みについての相談窓口（3 丁目ユース相談室）の設置	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 学校における性に関する指導の充実

主な事業	担当課
「いのちを育む授業」プログラムの実施	健康づくり課 保健体育課
性と性感染症に関する出前講座の実施	感染症対策課 保健体育課
児童・生徒を対象とした性に関する相談の実施	保健体育課

計画の柱Ⅱ 安心して暮らせる社会

基本目標４　困難を抱える女性への支援

現状と課題

○女性は男性に比べて非正規雇用率が高く、また、単身世帯の増加等を背景に「孤独・孤立」の問題が深刻な困難として顕在化しており、本市の「居場所の提供事業」における相談内容でも「孤独・孤立」が最多となっています。

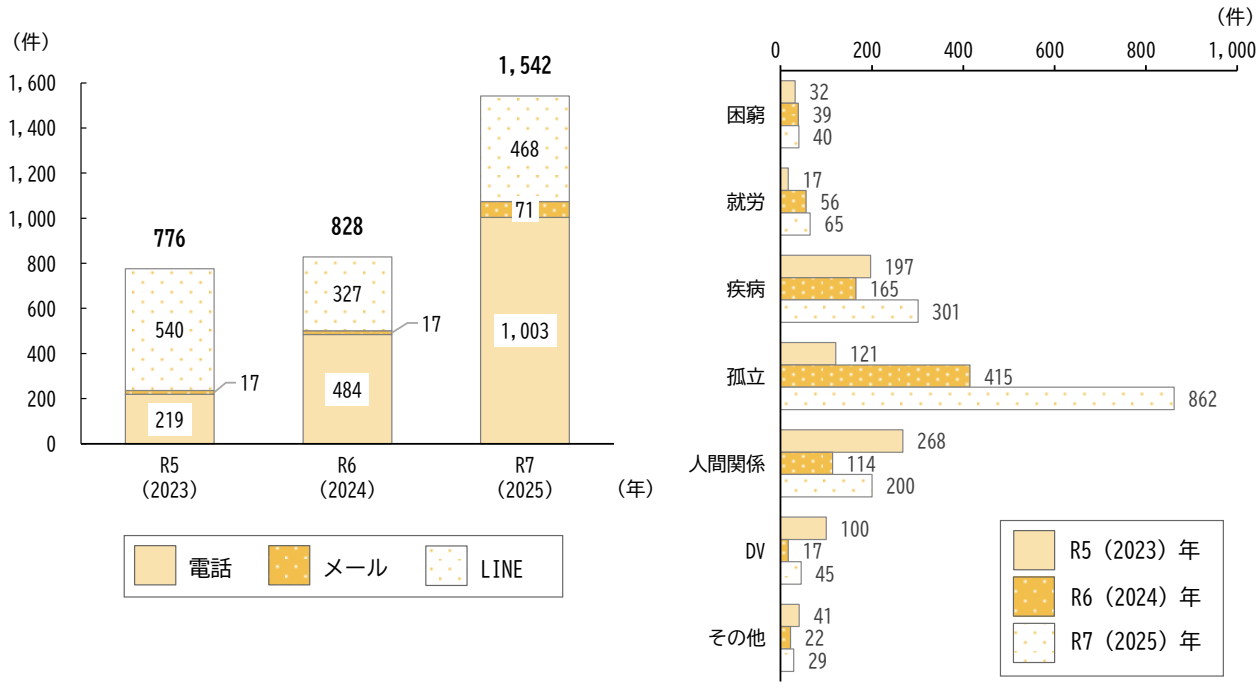
○令和６（2024）年施行の「女性支援新法」に基づき、人権尊重の視点に立ち、従来の「保護」から、一人ひとりのニーズに応じた「福祉・自立」への支援の転換が求められています。

○性的な被害、親族や配偶者等からの暴力や虐待、経済的な困難、障害などといった複合的・多様な課題を抱える女性が増加しています。

○窓口には繋がりにくい若年層等の支援対象者への早期リーチが喫緊の課題です。

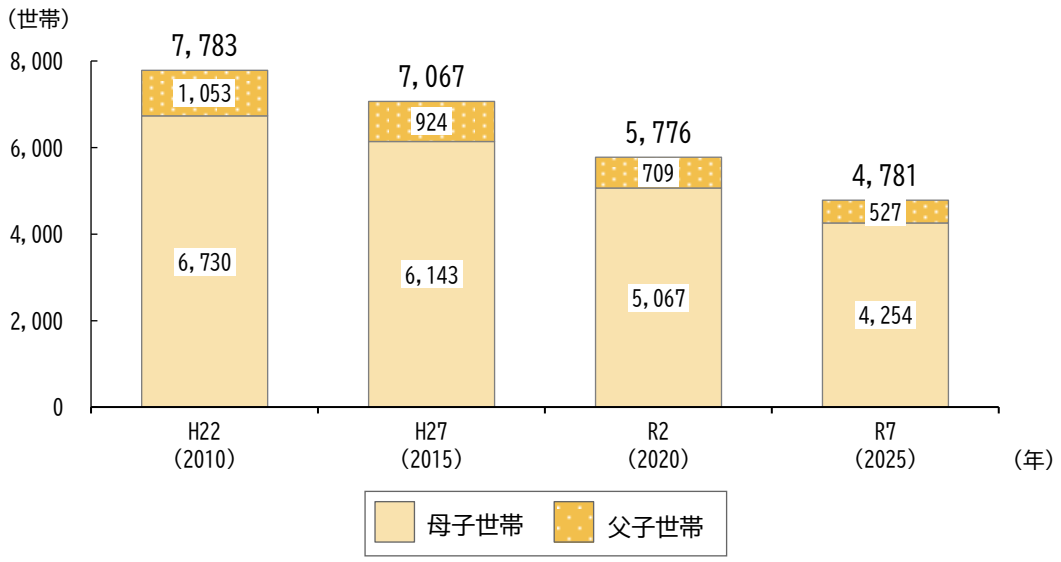
○令和７（2025）年度に「困難女性支援計画」を策定し、民間支援団体を含む関係機関と連携して対応していくこととしています。

困難な問題を抱える女性への相談事業の件数と内容



資料：岡山市　「困難を抱える女性への支援事業」

ひとり親家庭の推移（母子、父子別）



資料：総務省　「国勢調査」

施策の方向性

（１）生活上の様々な困難を抱える女性への支援

〇女性が抱える様々な悩みごとの相談に応じ、民間支援団体とも連携し支援を行います。

〇貧困等様々な困難を抱える女性への支援として、ひとり親家庭に対する子育て支援や就労支援等それぞれの状況に応じた支援を行います。

〇ひとり親家庭においては、母子家庭の割合が多く、養育費支払いの履行がなされないなど経済的にも不安定な家庭も多いことから、きめ細やかな相談や経済的支援、生活支援等自立に向けた支援に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
市内の DV 相談機関（男女共同参画相談支援センター、こども家庭センター（こども・家庭に関する相談窓口）、民間の相談機関（NPO 団体等））の認知度	センター　：19.2% こども家庭センター：15.9% NPO 団体等　：12.8% （R7）	センター　：30.0% こども家庭センター：28.0% NPO 団体等　：25.0% （R13）

取組指標

指標名	現状値	目標値
困難女性居場所事業における利用者数（年間延人数）	123 人 （R7）	240 人 （R13）

具体的施策・主な事業

（１）生活上の様々な困難を抱える女性への支援

具体的施策① 様々な困難や不安を抱える人への支援

主な事業	担当課
困難や不安を抱える人への支援	女性が輝くまちづくり推進課
各福祉事務所（こども家庭センター）での家庭・女性相談員による相談の実施	こども福祉課
関係部署や関係機関のネットワークの構築	女性が輝くまちづくり推進課 関係課
支援調整会議の開催	女性が輝くまちづくり推進課
親子応援メールによる民間や行政が提供する多様な支援情報の配信	こども福祉課

具体的施策② 女性やこどもの貧困対策の推進

主な事業	担当課
就学援助制度による小・中学校での学習に必要な費用の一部支給	就学課
高等学校等の就学のための奨学金の給付	こども福祉課
就学援助世帯の小学４年生に学童服購入費支給 生活保護世帯の小中学校１年生に学童服購入助成金交付 生活保護世帯の児童、生徒に対し、小中学校入学時に祝金支給	福祉援護課
「岡山市寄り添いサポートセンター」における相談及び就労支援や生活の安定に向けた支援	生活保護・自立支援課
生活困窮世帯の小学生から高校生世代への学習サポート等	生活保護・自立支援課 こども福祉課
家庭による児童の養育が困難となった場合に一時的に児童福祉施設等に児童の養育を委託する子育て短期支援（ショートステイ）	こども福祉課

具体的施策③ ひとり親家庭（母子家庭）への支援

主な事業	担当課
ひとり親家庭等医療費の助成	医療助成課
児童扶養手当の支給	こども福祉課
母子家庭等ひとり親の資格取得等による自立を支援する給付金の支給	こども福祉課
母子・父子自立支援員の配置	こども福祉課
母子生活支援施設（仁愛館）における支援	こども福祉課
離婚前後からの相談、養育費履行確保の支援	こども福祉課
ひとり親家庭等相談・支援事業	こども福祉課

基本目標５　ＤＶや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援

現状と課題

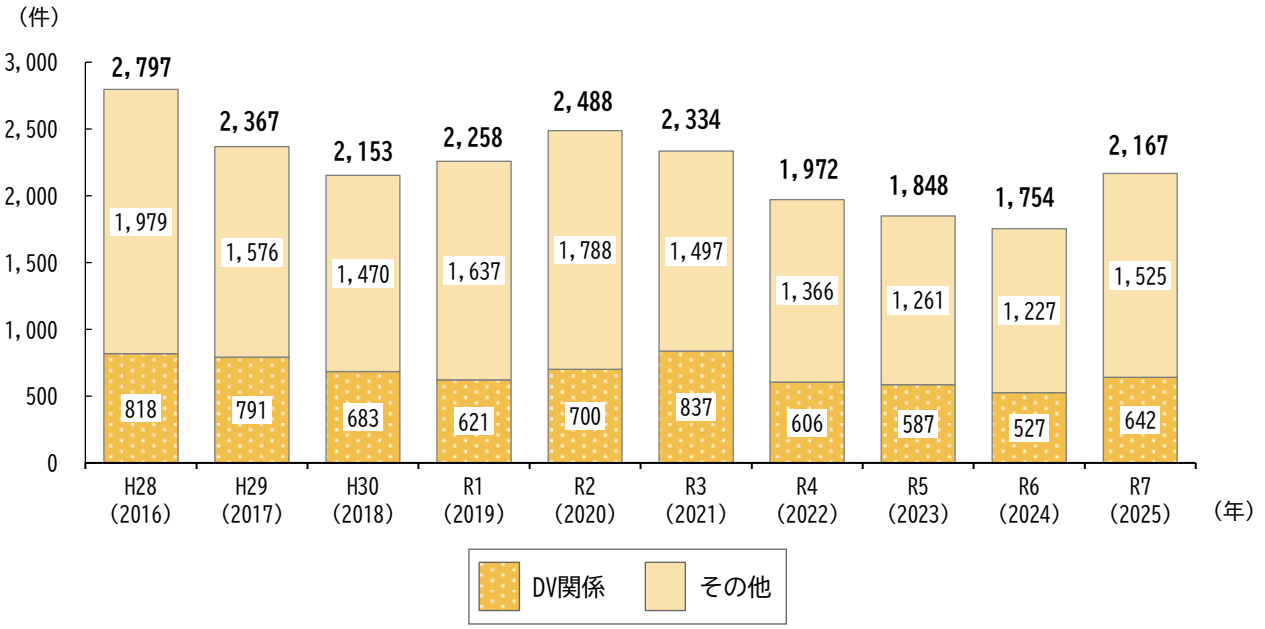
○市民意識・実態調査では、ＤＶ被害経験者は依然として存在しているが、警察以外の公的相談機関及び民間支援団体の認知度は低く、被害経験者のうち約２割が誰にも相談していない状況です。

○ＤＶ被害者及び性犯罪等の被害者は困難女性支援計画の対象者として、行政だけでなく民間支援団体とも連携し支援を行います。

○ＳＮＳ等の普及によるこどもの性被害の増加を受け、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の推進や、「こども性暴力防止法」に基づく事業者の防止措置が急務となっています。

○加害者に対する取組についても検討が求められています。

男女共同参画相談支援センターにおける相談件数



資料：岡山市

ＤＶ被害を経験した人の相談しなかった理由

主な理由	具体的内容
「相談しても解決しない・意味がない」と考えていた	他人に話しても何もならない、理解してもらえない、無駄など
「自分で解決できる・相談するほどではない」と認識していた	自分で解決した、大したことではない、しばらくしたら収まるなど
「恥ずかしさや周囲に知られたくない気持ち」があった	恥ずかしい、知られたくない、プライバシーに関わるなど
「自分に原因があると思っていた」	自分が悪いと思った、受け入れている部分があるなど

資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

施策の方向性

（１）年代に応じた暴力の未然防止・再発防止のための取組と推進

〇ＤＶや性犯罪等について人権を侵害する行為であることの理解を進め、その発生を防止し、また被害者を早期に発見することができるよう意識啓発を行います。

〇こどもがデートＤＶや性犯罪の被害者にも、加害者にもまた傍観者にもならないよう、発達に応じた教育を行います。

〇「こども性暴力防止法」により定められた教育、保育等の現場従事者に対する研修の実施や、こどもが性暴力について相談しやすい仕組みを構築します。

〇再発防止の取組として加害者更生について調査、情報収集を行います。

（２）被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携

〇ＤＶや性犯罪等の被害者になったときに相談できる場所を知ることができるようＳＮＳをはじめとして様々な媒体での情報提供に努めます。

〇被害者が被害を申告しやすい相談環境を整備します。

（３）被害者の保護・自立に向けての支援

〇被害者の保護や自立について、ＤＶ防止法に基づく一時保護やこどもを同伴している場合等様々なケースに対し、関係機関が連携して取り組むよう努めます。

〇ＤＶや性犯罪からの回復及び生活再建等には長い時間がかかるため、民間の支援団体を含めた関係機関との連携、協働による切れ目のない支援に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
DV 防止について、「学校などで DV を防止するための教育を行う」を必要だと回答した人の割合	49.7% （R7）	52.0% （R12）
DV 行為を受けた際に「相談しなかった」と回答した割合	21.5% （R7）	20.0% （R12）

取組指標

指標名	現状値	目標値
市の実施する DV、デート DV・性暴力・性犯罪防止啓発事業の参加者数の 5 年間の累計	693 人 （R7）	3,500 人 ※累計 （R13）
「生命（いのち）の安全教育」を実施している学校園の割合	学校指導課：100% 幼保運営課：100% （R7）	毎年 学校指導課：100% 幼保運営課：100%

具体的施策・主な事業

（１）年代に応じた暴力の未然防止・再発防止のための取組と推進

具体的施策① 市民へのＤＶ、性暴力・性犯罪防止の啓発

主な事業	担当課
市民への DV、デート DV 等に関する講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課 公民館
DV、デート DV 等に関する広報	女性が輝くまちづくり推進課
DV 等の加害者更生についての調査、情報収集	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② こども・若者への予防啓発

主な事業	担当課
中学校、高校、大学への DV、デート DV 等をテーマにした出前講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課
デート DV パンフレットの配布	女性が輝くまちづくり推進課
学校教職員を対象とした DV、デート DV を含む、様々な人権課題をテーマとした研修の実施	教育研究研修センター
「生命（いのち）の安全教育」の推進	学校指導課 保育・幼児教育課 幼保運営課

具体的施策③ 地域における防犯活動の推進

主な事業	担当課
地域ボランティアに対する支援の実施	生活安全課
防犯カメラの設置支援	生活安全課
就学前の園児を対象とした生活安全指導の実施	生活安全課
SOS 子ども駆け込み 110 番ステッカーの配布	地域子育て支援課

（２）被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携

具体的施策① 被害者を早期に発見するための環境づくり

主な事業	担当課
DV 相談窓口を掲載したカード、リーフレット等の作成・配布	女性が輝くまちづくり推進課
インターネットを活用した情報発信	女性が輝くまちづくり推進課
地域で活動している関係団体等への情報提供や研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課 関係課

具体的施策② 男女共同参画相談支援センターを中心とした相談体制の充実

主な事業	担当課
男女共同参画相談支援センターでの一般相談及び弁護士や精神科医師等の専門家による特別相談の実施	女性が輝くまちづくり推進課
各福祉事務所（こども家庭センター）での家庭・女性相談員による相談の実施（再掲）	こども福祉課
日本語の会話による相談が困難な外国人や障害のある相談者に対する、通訳や手話等を介した相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課 国際課 障害福祉課
高齢の相談者に対する地域包括支援センター等と連携した相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課 地域包括ケア推進課
相談員の資質向上と負担軽減のため、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパーバイズの実施	女性が輝くまちづくり推進課
相談員、家庭・女性相談員に対する研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課 こども福祉課
北区中央福祉事務所における犯罪被害者等総合相談窓口での相談の実施	生活安全課
被害者への二次的被害の防止等のため、関係窓口職員の研修の実施	生活安全課
おかやま妊娠ホットラインにおける予期しない妊娠など妊娠に関する悩みや不安がある場合の相談や支援の実施(再掲)	健康づくり課

具体的施策③ 関係機関や団体との連携・協力体制の強化

主な事業	担当課
関係課の効果的な連携のための庁内ネットワーク会議の設置	女性が輝くまちづくり推進課
女性相談支援センターなど関係機関との連携・協力のための連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
困難なケースなどについて協議する関係者の連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
DV 被害者や犯罪被害者等を支援する民間団体との情報交換	女性が輝くまちづくり推進課
支援調整会議の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

（3）被害者の保護・自立に向けての支援

具体的施策① 被害者の保護のための支援

主な事業	担当課
DV 被害者緊急一時保護の実施	女性が輝くまちづくり推進課
「DV 防止法」に基づく一時保護につなぐ際、同伴するこどもを被害者と別に保護する必要がある場合に関係部署が連携した保護の実施	女性が輝くまちづくり推進課 関係課
「DV 防止法」に基づく一時保護の受託	こども福祉課

具体的施策② 被害者の自立に向けた支援

主な事業	担当課
保護命令や離婚調停手続きへの支援及び被害者への同行支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課
外国人相談者に対する就労や生活に必要な日本語の学習機会の提供	国際課
専門的な心のケアが必要な相談者に対するこころの健康センターでの相談の実施	こころの健康センター
民間 DV 被害者支援団体に対する DV シェルター運営の補助金交付	女性が輝くまちづくり推進課
就労に関する相談窓口についての情報提供	女性が輝くまちづくり推進課 こども福祉課
こどもを同伴する被害者が安心して就労のための活動ができるように保育所・認定こども園等への入園の配慮	就園管理課
DV 被害者の市営住宅の優遇抽選及び目的外使用許可	住宅課
岡山県居住支援協議会との連携等による賃貸住宅の情報提供	住宅課
東部リユースぷらざで提供している家具・家電製品・自転車等の優先的な無償での提供	女性が輝くまちづくり推進課 東部リユースぷらざ
岡山市犯罪被害者等支援金の支給	生活安全課

具体的施策③ ＤＶが起きている家庭等のこどもへの支援

主な事業	担当課
学校園や保育所等の教職員に対する、DV の特性やこどもに配慮するべき事項等についての周知	女性が輝くまちづくり推進課 教育支援課 保育・幼児教育課 幼保運営課
関係機関の連携による、被害者のこどもの就学への対応及び相談や支援の実施	こども総合相談所 こども福祉課 教育支援課 就学課 保育・幼児教育課 幼保運営課
関係機関の連携による、こどもが安心して過ごせる居場所の確保や心のケアの実施	こども総合相談所 こども福祉課 地域子育て支援課

具体的施策④ 住民基本台帳の閲覧制限の支援措置

主な事業	担当課
住民基本台帳事務における支援措置の実施	女性が輝くまちづくり推進課 各区市民保険年金課

基本目標６　災害対応における男女共同参画の推進

現状と課題

〇市民意識・実態調査では、防災体制などの対応で男女共同参画の視点で必要なことについては、「性別に配慮した避難所運営」を挙げる市民が63.4%と最も多く、次点で「防災の方針決定過程への男女共同参画」が50.4%と上位に挙げられています。

〇避難所におけるプライバシーの保護や性被害の未然防止のため、女性専用スペースの設置や夜間の照明設置、見回りの実施などの具体的な対策について「避難所運営マニュアル」に明記するほか、研修や訓練を通して職員に周知しています。

〇本市では、避難所における女性、性的マイノリティの方や、高齢者、障害者など災害弱者といわれる方への配慮について示した「避難所運営マニュアル」や女性の視点を入れた「防災ハンドブック」の作成配布を行っていますが、非常時に備えて引き続き多くの市民にマニュアルやハンドブックの周知に努めることが必要です。

〇男女共同参画推進センターを大規模災害時の女性や性的マイノリティの方などの相談窓口に位置づけ、性別に伴う困りごとへの相談支援を対応していくこととしています。

〇女性の視点から地域における防災活動にかかわることができる女性防災士を引き続き増やすことが必要です。

＜避難所運営マニュアル＞



↓詳細はこちら

＜岡山市防災マニュアル＞



↓詳細はこちら

＜女性の視点を活かした「防災ハンドブック」＞



↓詳細はこちら

資料：岡山市

施策の方向性

（１）男女共同参画の視点からの災害対応

〇防災分野での固定的役割分担意識を見直し、女性、性的マイノリティの方や、高齢者、障害者など災害弱者といわれる人の視点に立った配慮がなされるよう方針決定の場への女性の参画拡大を促進します。

〇女性消防団員は災害時の避難所運営の支援や応急処置等の後方支援に重要な役割を担うことから、さらなる増員を目指します。

〇女性の視点から地域における防災活動にかかわることができる女性防災士の育成に引き続き取り組みます。

〇男女共同参画の視点を取り入れた防災活動をテーマとする講座を開催し啓発に努めます。

〇避難所に相談コーナーを設置し、窓口に女性も配置することや、必要に応じてプライバシーに配慮した相談室を利用することを「避難所運営マニュアル」に明記し、研修・訓練を通じて避難所担当職員の理解の促進と育成を進め、避難所運営における男女共同参画の重要性に基づき、性別等に伴う困りごとに対応する相談支援の充実に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
女性消防団員の人数	261 人 （R8.4.1）	300 人 （R13.4.1）
女性防災士の割合	19.6% （R7）	30.0% （R13）

取組指標

指標名	現状値	目標値
防災、避難所運営に関する講座や研修会の参加者数	209 人 （R7）	300 人 （R13）

具体的施策・主な事業

（１）男女共同参画の視点からの災害対応

具体的施策① 地域防災における女性の参画拡大

主な事業	担当課
地域防災における女性の参画拡大の促進	危機管理室
女性防災士の育成	危機管理室
女性消防団員増加の推進	消防企画総務課

具体的施策② 男女共同参画の視点を取り入れた防災の啓発

主な事業	担当課
多様な視点を取り入れた防災をテーマとした講座の開催	危機管理室 女性が輝くまちづくり推進課 公民館
多様な視点を取り入れた防災ハンドブックの配布	危機管理室

具体的施策③ 避難所における性別に伴う困りごとへの相談支援

主な事業	担当課
災害時における専用相談窓口の開設	女性が輝くまちづくり推進課
避難所担当職員の LGBTQ 支援者（アライ）化の促進	危機管理室
性別に伴う困りごとへの相談窓口案内ポスターの掲示	危機管理室

計画の柱Ⅲ 能力を発揮し活躍できる社会

基本目標７　ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

〇市民意識・実態調査では、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」における優先度の理想と現実に大きな違いが見られ、前回の調査結果と比較しても理想と現実のギャップの縮小はみられないことから、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

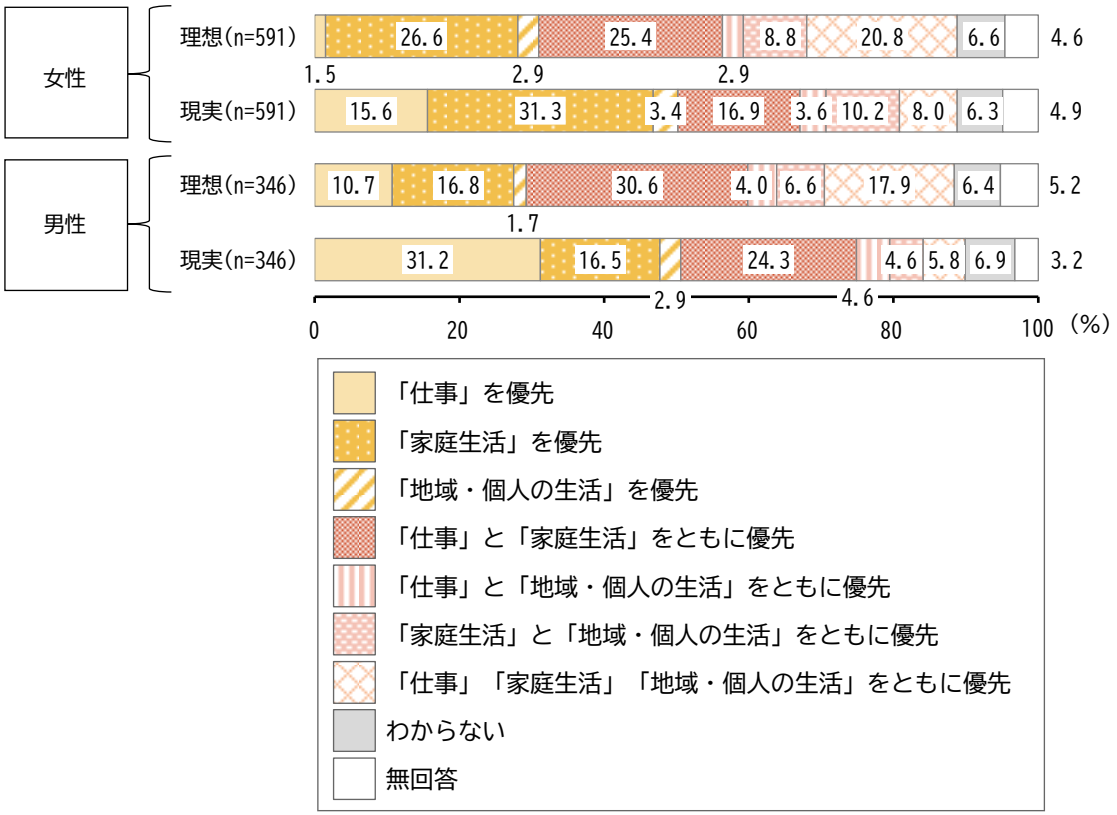
〇企業ではワーク・ライフ・バランスの実現のために必要な取組として、時間外労働を削減する取組の重要性を理解し、実際に取り組んでいる企業も増えていますが、人手不足などを理由として取り組めていない企業もあります。

〇育児・介護休業法の改正により、男性の育休取得率は令和３（2021）年の市民意識・実態調査時から大幅に上昇し、取得期間も伸びているものの、企業規模や業種などによってその取得状況に差も生じているため、企業に必要な情報提供や支援が必要です。

〇勤労世代の市民は、キャリア継続のために「柔軟な働き方（在宅勤務、フレックス等）」を強く求めており、企業も在宅勤務やフレックス等を進めてきていますが、導入済の企業割合は３割程度であり、さらに導入企業を増やすため、引き続き働き方改革の推進が必要です。

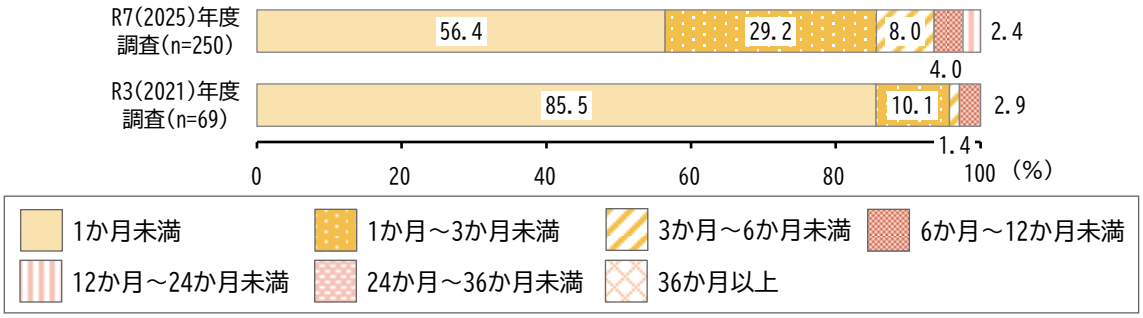
〇定年年齢が65歳へ引き上げられていることから、就労中に親の介護が必要となる勤労者（ワーキング・ケアラー）は増えると考えられます。また、晩婚化・晩産化の影響から子育てと介護が同時にやってくる「ダブルケア」に直面する勤労世代の市民も増加するものと考えられることから、介護を理由に望まない離職を選択することがないよう、介護休業等の制度の周知と、介護休業についても取得しやすい職場環境づくりが求められます。

仕事と生活の調和についての理想と現実



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

市内企業における男性の育児休業制度の利用期間について



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

施策の方向性

（１）長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進

〇ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、研修等の実施により経営者や管理職、人事担当者などの意識改革を促すとともに、働きやすい職場環境づくりに役立つ先進事例や補助制度などの情報提供等啓発に努めます。

〇女性が輝く男女共同参画推進事業所認証制度のさらなる周知を図り、職場環境の整備を促し認証事業所の拡大に努めます。

〇市職員の時間外勤務削減に努め、仕事と家庭、個人の生活が両立できる職場環境整備に努めます。

（２）共働き・共育ての推進

〇保育所、認定こども園などにおける保育の質の向上に努め、地域子ども・子育て支援事業（延長保育、一時保育、休日保育・病児保育）・こども誰でも通園制度の一層の充実を図ります。

〇放課後児童クラブにおける施設改善や支援員の確保を図り、一層の質の向上を図ります。

〇親が子育てに行き詰まることがないよう、子育て支援拠点事業や子育て相談、家事育児の支援サービスの充実など子育て支援の充実を図ります。

〇男性が家庭において家事・子育て等へ参画することを促進するため、各種講座の開催や啓発に努めます（再掲）。

（３）仕事と介護の両立支援

〇企業において介護を理由に従業員が離職することのないよう、介護休業制度の整備及び制度の周知啓発を図ります。

〇仕事と介護の両立のポイントや具体的な方法をまとめた各種ツールや両立支援に関するガイドラインの活用について周知啓発を図ります。

〇介護保険事業の情報提供や地域包括支援センターの周知及び介護に関する相談・支援に取り組みます。

〇ダブルケアへの相談については、様々な分野の相談機関が連動することで、適切な支援につなげていく総合相談支援体制の充実を図ることとします。

成果指標

指標名	現状値	目標値
両立支援制度（フレックス・在宅勤務）の導入・導入検討中の割合	ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制度：53.4% 在宅勤務　　：37.0% （R7）	ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制度：59.0% 在宅勤務　　：40.0% （R12）
現実での家事（掃除・洗濯）の役割分担が「妻と夫で同じ程度に」と回答した割合	掃除：27.5% 洗濯：19.2% （R7）	掃除：38.5% 洗濯：29.0% （R12）
平日の育児時間が 1 時間超の男性の割合	64.3% （R7）	71.0% （R12）
仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる企業の割合	65.9% （R7）	80.0% （R12）
現在就労していない理由で「家族の看護・介護」と回答した割合（18 歳～59 歳）	10.2% （R7）	10.0% （R12）

取組指標

指標名	現状値	目標値
市職員の介護に関する休暇制度の認知度	（調査中） （R8）	100% （R13）

具体的施策・主な事業

（１）長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進

具体的施策① 企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての講座等の開催	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 企業等における働き方改革の促進

主な事業	担当課
女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者への表彰	女性が輝くまちづくり推進課
市内企業の働きやすさへの取組などを紹介した企業情報冊子及び WEB サイトの作成	創業支援・雇用推進課

具体的施策③ 市職員の働き方改革

主な事業	担当課
「ノー残業デー」及び「ワーク・ライフ・バランス月間」の実施	人事課
市職員の年次休暇取得の促進	人事課
子育て等を支援する様々な制度を紹介する「子育て支援ガイド」の作成及び周知	給与課 人事課
男性市職員の育児休業取得の促進	人事課 給与課 教職員課
市職員の介護に関する休暇制度の周知	人事課 給与課 教職員課
ライフステージに応じた柔軟な働き方ができる環境整備	人事課

（2）共働き・共育ての推進

具体的施策① 保育等サービスの充実

主な事業	担当課
需給バランスに応じた保育の受け皿の確保	こども園推進課
地域子ども・子育て支援事業等の推進	保育・幼児教育課 幼保運営課

具体的施策② 放課後児童対策の充実

主な事業	担当課
放課後児童クラブの充実	地域子育て支援課

具体的施策③ 子育てに関する相談支援体制の充実

主な事業	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援課 幼保運営課
利用者のニーズに即した児童館の運営	地域子育て支援課
子育て広場の充実	地域子育て支援課
市立幼稚園・認定こども園「のびのび親子広場」事業の充実	幼保運営課
ファミリーサポート事業の充実	地域子育て支援課
家事・育児援助を必要とする産前産後の世帯を対象とした子育て支援事業 （60 歳以上のシルバー世代の支援者による支援の実施）	地域子育て支援課
各福祉事務所（こども家庭センター）での家庭・女性相談員による相談の実施（再掲）	こども福祉課

具体的施策④ 育児休業等の取得促進と共育てを支える職場環境の整備

主な事業	担当課
男性市職員の育児休業等取得の促進【再掲】	人事課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての講座等の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

（3）仕事と介護の両立支援

具体的施策① 介護に関する相談支援体制の充実

主な事業	担当課
地域包括支援センターによる介護に関する相談・支援の実施	地域包括ケア推進課

具体的施策② 介護離職を防止する職場環境の整備と制度利用の促進

主な事業	担当課
市職員の介護に関する休暇制度の周知（再掲）	人事課 給与課 教職員課

基本目標８　働く場における女性活躍の推進

現状と課題

〇女性の正規雇用比率は20代後半から30代前半をピークに低下する「Ｌ字カーブ」を描いており、ライフイベントによりキャリアを中断する傾向は継続しています。働きたい女性が、育児・介護等とキャリア形成の「二者択一」を迫られることないよう、企業における多様で柔軟な働き方が可能となる環境整備の推進が必要です。

〇女性の非正規雇用率が高く、管理職割合は低いといった状況により、男女の所得格差が生じており、女性の「経済的自立」への障壁となっていると考えられることから、正規雇用やキャリアアップにつながる講座や研修などが必要です。

〇市民意識・実態調査によると、管理職になりたくない理由のうち「労働時間が長く、仕事と家庭の両立が困難になる」と回答した女性の割合は35.9%だったのに対し、男性は20.0%と大きな差があったことから、「家事・育児は女性」といった無意識の思い込みが、自由なキャリア選択を阻害している可能性があります。

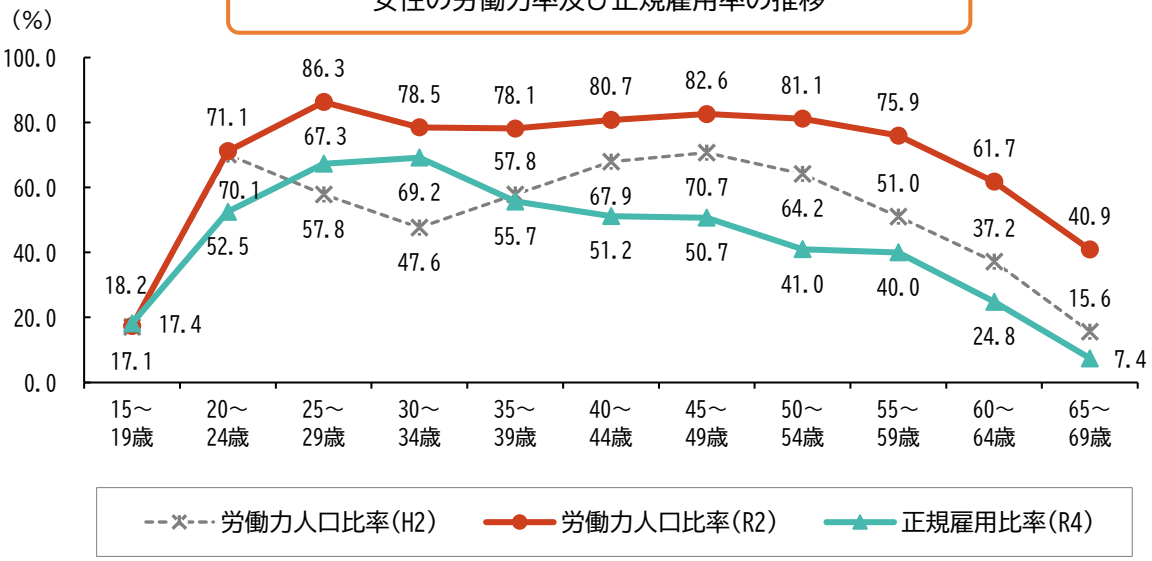
〇仕事と家事育児等との両立を目指して、自由な働き方ができる起業、創業といった働き方についても、女性の関心が高まっていることから、女性起業家の育成支援について取組が必要です。

〇女性が働き続ける上で、月経やＰＭＳ（月経前症候群）、更年期障害、婦人科系がんなどの女性特有の健康課題は大きな課題であることから、企業における女性の健康課題への取組の促進が必要です。

〇女性活躍・ＷＬＢ調査では、職場におけるハラスメント対策については相談体制の整備は多くの企業が実施しています。求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が男女雇用機会均等法により定められていますが、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントについても問題とされており、ハラスメント防止の対策の促進が必要です。

〇企業においては、従業員の働きやすい環境づくりのため、カスタマーハラスメント防止に向けた取組が必要です。

女性の労働力率及び正規雇用率の推移



資料：労働力率…国勢調査（H2、R2）/正規雇用率…総務省「就業構造基本調査」（R4）

施策の方向性

（１）女性の多様で柔軟な働き方と所得向上の促進

〇管理職を目指す女性が必要なスキルや意識の向上を図る講座等を開催し、キャリア形成の支援を行います。

〇大学生を対象に、市内企業の女性従業員や管理職、人事担当者から就労後の働き方について聞くことができ、キャリアプランを考える機会を提供する講座を開催します。

〇結婚や出産・育児等で離職した女性の再就職に向けた情報提供や非正規雇用の女性が正規雇用を目指すにあたり必要なスキルを取得することができる講座を開催します。

〇雇用にこだわらず、自分らしい生き方として起業や創業を望む女性に対し、起業支援講座の開催や女性起業家のコミュニティの紹介など起業・創業支援の充実を図ります。

（２）誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの促進

〇女性活躍を推進するための職場環境づくりについて、経営者や人事担当者などを対象とした研修会などを開催し啓発に努めます。

〇女性活躍に積極的に取り組む企業を認証し、特に優れた企業等の表彰を行うことで、中小企業を含めた地域全体に取組を広げ、意識の醸成を図ります。

〇企業にとって、従業員が健康に不安なく、能力を発揮することが業績の向上につながることから、健康経営についても取り組む必要があることについて周知を図ります。

〇女性特有の健康課題は、就労期間である20代から50代に多く見られることから、企業による健康支援の取組について支援を行います。

（３）ハラスメント防止対策の推進

〇求職者等に対するセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、就職活動の終了を不当に強要するハラスメントなど様々なハラスメント事例も増えてきていることを踏まえ、職場におけるハラスメントの防止対策を推進し、企業等に対する啓発に努めるとともに、市役所や教育の場におけるハラスメント防止対策も進めます。

〇カスタマーハラスメントは従業員のメンタルヘルスへの影響が大きいことから、企業におけるカスタマーハラスメントへの対応について周知啓発を行うとともに、市民に対しても、カスタマーハラスメント防止についての啓発を行います。

成果指標

指標名	現状値	目標値
男女の賃金格差（岡山県）	76.9% （R7）	79.0% （R12）
女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	18.8% （R7）	22.5% （R12）
職場におけるハラスメントへの対応度	相談体制　　：82.1% 対応マニュアル：22.8% （R7）	相談体制　　：86.5% 対応マニュアル：25.0% （R12）

取組指標

指標名	現状値	目標値
女性起業家育成支援事業のプログラム修了者数の 5 年間の累計	8 人 （R7）	50 人 ※累計 （R13）
岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証件数	149 件 （R7）	270 件 （R13）
市の実施する企業における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発講座などの受講者数	200 人 （R8）（予定）	毎年 250 人
人権研修講師派遣企業数	25 件 （R7）	30 件 （R13）

具体的施策・主な事業

（1）女性の多様で柔軟な働き方と所得向上の促進

具体的施策① キャリア形成への支援とリスキリングの推進

主な事業	担当課
女性のキャリア形成を支援する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
大学生のためのキャリア形成応援事業	女性が輝くまちづくり推進課
正規雇用化に向けての支援（リスキリング講座等）	女性が輝くまちづくり推進課 創業支援・雇用推進課
女性のための生活と就労を考える講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 再就職及び正規雇用化・待遇改善への支援

主な事業	担当課
女性の再就職支援セミナーの開催	女性が輝くまちづくり推進課
マザーズハローワーク出張相談	創業支援・雇用推進課

具体的施策③ 起業・創業など雇用によらない働き方への支援

主な事業	担当課
創業に向けての支援	創業支援・雇用推進課
女性起業家育成支援事業	女性が輝くまちづくり推進課

（２）誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの促進

具体的施策① 企業等における女性活躍促進に向けた啓発

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての講座等の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 企業等の優れた取組の顕彰及び情報発信

主な事業	担当課
女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
企業の優れた取組を紹介する情報発信事業	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策③ 企業や関係機関、団体等の連携の強化

主な事業	担当課
女性活躍推進協議会の開催及び運営	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策④ 女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

主な事業	担当課
企業等を対象とした講座での広報	女性が輝くまちづくり推進課
労働局等関係機関と連携した法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課
公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催	人権推進課

（3）ハラスメント防止対策の推進

具体的施策① あらゆる場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

主な事業	担当課
ハラスメント防止に関する啓発 （カスタマーハラスメント含む）	女性が輝くまちづくり推進課 人権推進課 生活安全課 創業支援・雇用推進課
マタハラ等の相談窓口についての案内を「親子手帳」と一緒に配布	健康づくり課
企業等へのハラスメント研修・出前講座の実施 （カスタマーハラスメント対策含む）	人権推進課 創業支援・雇用推進課
市職員に対するハラスメント相談の実施	給与課
市の職員用のハラスメント防止マニュアルの活用	給与課
校園長会等での指導や教職員用のハラスメント防止啓発資料の活用	教職員課
労働局等関係機関と連携した関係法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課 関係課

基本目標９　政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大

現状と課題

〇市の女性職員の課長級に占める割合は、令和８（2026）年４月１日時点では20.9%となり、女性の局長級職員は過去最多の８名と、全局長級職員の約３割となるなど、行政分野における政策・方針決定過程の女性の登用は着実に増加し、女性の管理職に対しての特別感はなくなってきました。

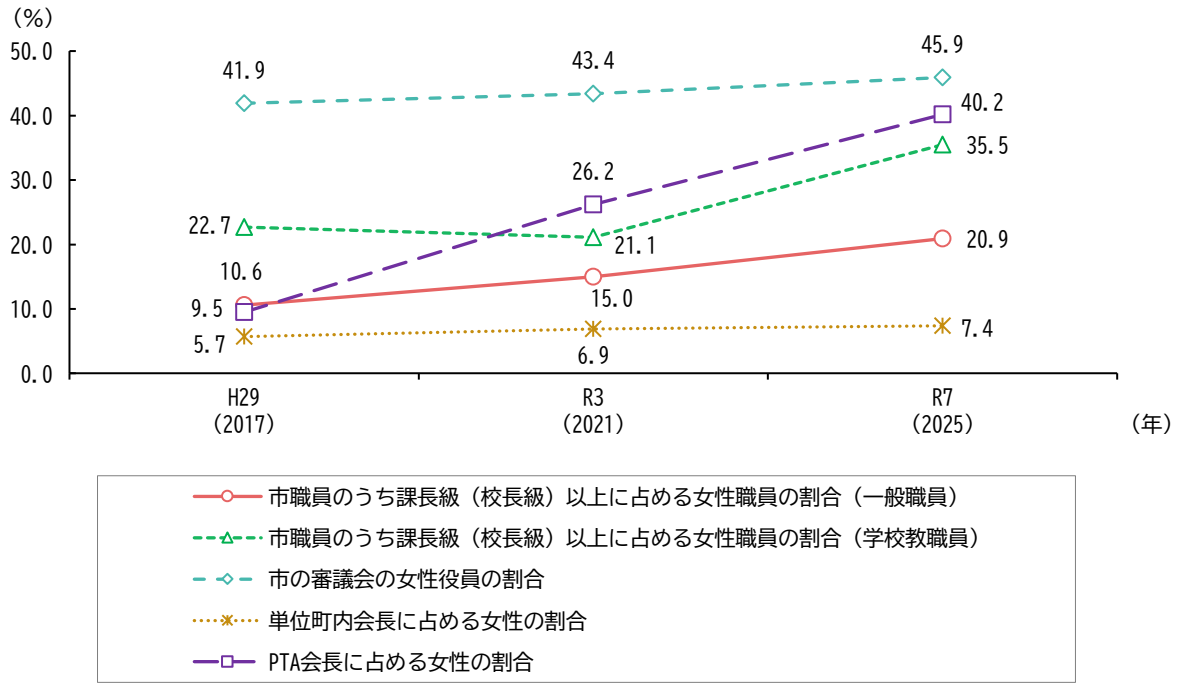
〇市の審議会の委員は、さんかく条例でいずれの性も委員総数の４割以上となることを定めており、審議会における女性割合は５割に近づきつつある状況です。

〇市議会議員に占める女性議員の割合は令和７（2025）年度では約13%と全国の市町村議会の平均21.1%を下回っている状況です。

〇女性活躍・ＷＬＢ調査によると、市内企業の女性管理職割合は15.6%（令和７（2025）年）で、前回調査の10.9%（令和３（2021）年）から約５ポイント上昇し着実に増加していますが、国が定める令和12（2030）年までに30%という目標達成は困難な状況です。

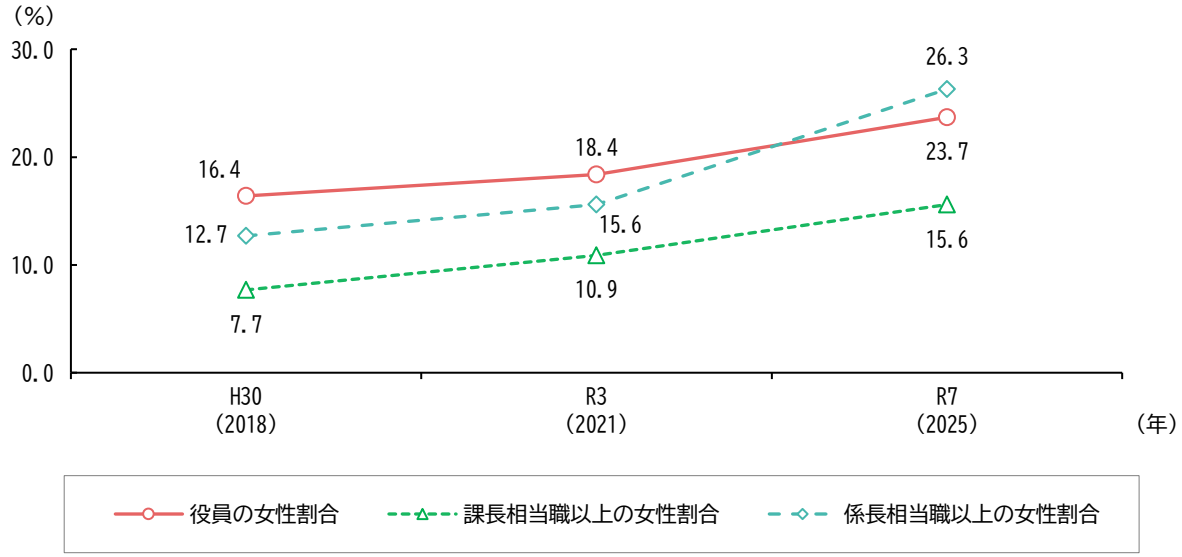
〇「ＰＴＡ会長の女性割合」は着実に増加しているものの、「単位町内会長の女性の割合」はあまり変動がなく、地域の活動の方針決定に参画できる女性の割合を増やしていくことが必要です。

岡山市の政策や方針決定過程への女性の参画状況



資料：岡山市

市内企業における管理職等の女性割合



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

施策の方向性

（１）行政・政治分野における女性の登用と参画拡大

〇市の審議会等における積極的改善措置を継続し、多様な意見を審議や調査に反映します。

〇性別にかかわらず、政治に対し関心を持つ市民を増やすため、主権者教育の充実や、選挙や市議会へ興味をもってもらうための研修やイベント等を開催します。

（２）企業や各種団体等における女性の参画拡大

〇女性活躍が進むことは、企業価値を高め業績の向上につながることを企業等へ働きかけ、女性の管理職等への登用の促進を図ります。

〇農林水産業においても、農業委員等への女性の登用を進めるとともに、農業施策に女性の意思が反映されるよう努めます。

〇自治組織やＰＴＡなどの地域活動においては、女性の参画が徐々に進んでいる状況であり、引き続き方針決定過程への女性の参画促進に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
町内会、自治会、PTA の分野での男女の地位が平等と回答した割合	31.1% （R7）	37.5% （R12）
市内企業における管理職（課長相当職以上に占める女性の割合）	15.6% （R7）	22.0% （R12）

取組指標

指標名	現状値	目標値
市の実施する企業における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発講座などの受講者数（再掲）	200 人 （R8）（予定）	毎年 250 人

具体的施策・主な事業

（１）行政・政治分野における女性の登用と参画拡大

具体的施策① 審議会等における積極的改善措置

主な事業	担当課
審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施	行政事務管理課 女性が輝くまちづくり推進課
さんかく条例に基づいた審議会等における積極的改善措置の実施	女性が輝くまちづくり推進課 関係課

具体的施策② 政治に関心を持つ人材の育成

主な事業	担当課
選挙出前授業及び出前講座の実施	選挙管理委員会事務局
こども模擬議会の実施	議会局
こども向け市議会ガイドの作成及び周知	議会局

（２）企業や各種団体等における女性の参画拡大

具体的施策① 企業等における女性の管理職等への登用の促進

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての講座等の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 農林水産業における女性の参画促進

主な事業	担当課
女性農業者団体への支援	農林水産課
家族経営協定締結の啓発・支援	農林水産課
女性の認定農業者の育成	農林水産課
農業委員会活動への女性の参画	農業委員会事務局

具体的施策③ 自治組織、ＰＴＡ等地域活動における女性の参画促進

主な事業	担当課
地域活動等の施策の中への男女共同参画意識の浸透の促進	市民協働企画総務課
自治組織等への方針決定過程への女性の参画の働きかけ	女性が輝くまちづくり推進課